

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人藤川健の上告趣意第一は、憲法違反を主張するけれども、道路交通法七二条一項後段の規定により、事故内容の報告義務を課することが、憲法三八条一項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和三七年五月二日大法廷判決、刑集一六巻五号四九五頁）の趣旨とするところであるから、所論は採ることができない。

同第二は、量刑不当の主張であつて、上告適法の理由に当たらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四三年五月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	二	郎